

国際スキー開発株式会社にかかる債権の弁済受領完了について

2018年6月1日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、再生支援対象事業者である国際スキー開発株式会社にかかる債権の弁済受領を行いましたので、公表します。

これにより、機構が再生支援対象事業者に対して保有する債権は、一切なくなりました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

国際スキー開発株式会社

2. 経緯

機構は、2018年3月9日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行い、同年4月13日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

本日、機構が関係金融機関から債権買取りを実施し、その後再生支援対象事業者から保有する債権について弁済受領いたしました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものと考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上